

## 令和8年度 旭川市立中央中学校 部活動に係る方針

### 1 策定の趣旨等

本校は学校教育目標等を踏まえ、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、「旭川市立中学校部活動ガイドライン」に基づいて、「旭川市立中央中学校の部活動に係る方針」を策定しました。

部活動は生徒の自主的参加により行われ、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築や心身の健康の保持増進など、学びの場として大きな教育的意義をもっています。

部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮していきます。

また、教員が、健康で生き生きとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するために、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとしします。

### 2 適切な運営のための体制整備

#### (1) 設置する部活動

##### 【運動部】

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ①野球部         | ②サッカー部       |
| ③男子バスケットボール部 | ④女子バスケットボール部 |
| ⑤女子ソフトテニス部   | ⑥男子卓球部       |
| ⑦女子卓球部       |              |

##### 【文化部】

- |       |        |
|-------|--------|
| ①吹奏楽部 | ②美術部   |
| ③書道部  | ④パソコン部 |

#### (2) 部活動に係る相談・要望の窓口

##### 【連絡先】

〒070-0040 旭川市10条通11丁目  
TEL 0166-26-8500 FAX 0166-26-8511  
担当 教頭 蛭名 伸也

#### (3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

各部の顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出しています。

#### (4) 指導・運営に係る体制の構築

生徒や教員の数、指導内容の充実（部活動顧問の専門性等）、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置しています。

また、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場（部活動顧問会議）を定期的に設けます。

### 3 適切な指導・安全安心の確保

部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に留意するとともに、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び、暴力・暴言・体罰・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の未然防止、再発防止を徹底します。

### 4 適切な休養日の設定

#### (1) 休養日の設定

##### ① 学期中

- ・学期中の休養日については、週当たり2日以上休養日を設ける。また、学校閉庁日は、その期間を休養日とする。
- ・休養日については、朝練習も中止とする。
- ・週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に必ず振り替える。なお、吹奏楽部については、地域行事への参加も大会と同様の扱いとする。

##### ② 長期休業中及び連休

- ・学期中に準じた扱いを行う。
- ・生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・土日を挟まない祝祭日の扱いは、その週の土日・祝祭日のいずれか1日を含む週2日の部活動休養日を設ける。

##### ③ 定期テスト等への対応

- ・定期テストの少なくとも3日前から部活動休養日とし、朝練習も中止とする。
- ・学力テストの少なくとも1日前から部活動休養日とし、朝練習も中止とする。
- ・テスト期間前の部活動の中止は、土日を含む週2日の部活動休養日とすることができる。

#### (2) 活動時間の設定

##### 【1日の活動時間】

- ・平日は、長くとも2時間程度、休業日（学期中の週末を含む）は、3時間程度とし、週当たり11時間程度とする。

## 5 指導上の配慮事項

### (1) 信頼関係の構築を目指した指導

生徒が生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒との信頼関係の基に活動します。

### (2) 短時間で効率的・効果的な指導

生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう工夫し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行います。また、女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題（女性アスリートの三主徴や貧血等）に配慮します。

### (3) 生徒の発達の状況を踏まえた指導

一人一人の発達の状況等に応じた配慮を行うとともに、生徒同士の交流の場を工夫するなど、部活動等を通じて、あらゆる生徒の自己有用感や自己肯定感を高める指導に努めます。

### (4) 生徒の安全に配慮した指導

気象庁からの警報（高温注意、暴風雪、大雨、大雪、落雷等）のほか、学校安全に関わる情報があるときには、原則として活動を行わないこととします。

特に、熱中症を予防するため、「北海道の部活動の在り方に関する方針」及び「道立学校に係わる部活動の方針」を受け、測定した暑さ指数（WBGT）が31℃の場合は、活動を行わないこととします。

- < R 5 . 3 . 2 8 改定 旭川市立中学校部活動ガイドラインの改定による >
- < R 6 . 4 . 1 改定 旭川市立中学校部活動ガイドラインの改定による >
- < R 8 . 4 . 1 改定 旭川市立中学校部活動ガイドラインの改定による >